

さ情審査答申第164号
平成30年11月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年8月24日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年10月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文・小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年7月3日付け総総行透第1416号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る公文書を特定したうえで、本件処分を行うに際し、条例第16条に基づく意見照会を応募者全員に実施せずに条例第7条第2号に該当するとして、本件応募用紙（作文・小論文等）すべてについて不開示とした。

本件の場合、応募者各自が、本件応募用紙（作文・小論文等）の開示

及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。

したがって、実施機関は情報公開法及びその施行令並びに条例の適用を誤っていると考える

- (2) 処分庁は「応募者が作成した小論文等の内容を選考に係わる者以外の者に対して公にすることは実施機関において一般的に行っているものではない。」と主張する。

この点に関して、請求者自身が他の地方公共団体におこなった情報開示請求では、応募者が作成した小論文等の部分公開を行った例が複数ある。したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

- (3) 処分庁は「本件公募の実施に際して小論文等を公表する可能性があることを応募者に告知していないため、応募者も小論文等が公表されないことを前提に応募してきたものである。」と主張する。

この点に関して、市報さいたま2017年8月号に掲載された情報公開・個人情報保護審議会委員の募集記事のほか、所沢市及び戸田市の広報誌では、選考後に応募用紙の類を公表する可能性があることを告知していない。ところが、所沢市長は公文書部分公開決定を行い、そして、戸田市長は情報部分公開決定を行っている。したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

- (4) 処分庁は「当該行政情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断を実施機関が行うことができない場合に、第三者に対して意見書の提出を求め、開示決定等を行う際の参考とし、その判断の的確性を確保することを目的としているものであり、第三者に対する意見書提出の機会を付与することは必須とされていない。」と主張する。この点に関して、茅ヶ崎市長が請求者自身に対し行った行政文書非公開決定通知書によると、公開することができない理由として、「応募者に公開決定等をするに当たって、意見を求めたところ、応募者全員から公開拒否の旨の回答を受けたため。」と主張している。それゆえ、公開に反対する応募者の意思を考慮に入れることは合理的であり、茅ヶ崎市長の行政文書非公開決定については、請求者自身も異論のないところである。

しかしながら、処分庁は「応募者に対して意見書の提出を求めるまでもなく、小論文等の内容を公にすることは応募者の権利利益を害するおそれがあるものとして取り扱うべきであると判断し、不開示とした決定

は妥当である。」と主張する。それゆえ、応募者全員に意見照会を実施せずに行った行政情報不開示決定は合理的でないといわざるを得ない。

したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成30年7月2日付けで、審査請求人より、「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年10月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」について、行政情報開示請求書が提出された。
- 2 実施機関は、該当の文書を特定し、該当の文書には応募者個人の氏名、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号、志望動機及び小論文が記載されていることを確認した。このうち、応募者個人の氏名、年齢、性別、郵便番号、住所及び電話番号については、特定の個人が識別できる情報であると判断した。また、志望動機及び小論文については、応募者の社会的関心や思想、経歴、生活状況等に基づき記述されているものであり、これらの情報は個人の人格に密接に関連したものである。そのため、その記述内容が公にされたことを応募者が知ると、応募者が精神的な苦痛を受けるおそれがあるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると判断し、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示決定を行った。
- 3 審査請求人は「審査請求に係る処分を取り消し、対象公文書を開示するよう求める。」「実施機関は、開示請求に係る公文書を特定した上で、本件処分を行うに際し、条例第16条に基づく意見照会を応募者全員に実施せずに、同年7月3日付けで、条例第7条第2項に該当するとして、本件応募用紙（作文、小論文等）すべてについて不開示とした。」「本件の場合、応募者各自が本件応募用紙（作文、小論文等）の開示及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。」と主張している。
- 4 しかしながら、条例第16条の第三者に対する意見書提出の機会を付与することができる旨の規定は、当該行政情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断を実施機関が行うことができない場合に、第三者に対して意見書の提出を求め、開示決定等を行う際の参考とし、その判断の的確性

を確保することを目的としているものであり、第三者に対する意見書提出の機会を付与することは必須とされていない。

- 5 本件について、応募者が市に提出した応募書類は、市が保有する行政情報ではあるが、応募者が作成した小論文等の内容を選考に係わる者以外の者に対して公にすることは実施機関において一般的に行っているものではない。また、本件公募の実施に際して小論文等を公表する可能性があることを応募者に告知していないため、応募者も小論文等が公表されないことを前提に応募してきたものである。このことから、応募者に対して意見書の提出を求めるまでもなく、小論文等の内容を公にすることは応募者の権利利益を害するおそれがあるものとして取り扱うべきであると判断し、不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、市長が委嘱する学識経験者及び市民代表者の計10人以内の委員をもって組織されるところ、審議会委員公募実施要領によれば、2名以内の審議会委員を公募によって選考するものとし、選考に当たっては、本市に居住する等の応募有資格者に、氏名・住所等の外、志望動機並びに「情報公開について」又は「個人情報保護について」をテーマにした小論文（以下「小論文等」という。）を記述した応募用紙を提出させ、書類選考により決定するものとしている。

本件開示請求において特定された行政情報は、審議会において平成29年10月22日から2年間の任期を務める公募委員を選考する過程で、応募者から取得した応募用紙である。ただし、審査請求人は応募者の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、不開示とすることを予め了承している。

実施機関は、特定した行政情報はすべてさいたま市情報公開条例第7条第2号に該当するとして不開示決定を行った。審査請求人は、特定された行政情報のうち小論文等を不開示とした本件処分は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び同法施行令（平成12年政令第41号）並びに条例の適用を誤っているとして、本件処分の取消しと小論文等の開示を求めて、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関が不開示とした本件小論文等は、審議会公募委員選考の用に供されることを目的として提出された応募用紙の記述の一部であり、出

題されたテーマからも、応募者の人格、経歴や生活状況等に根ざした思想・意見等が創造的に表現されているものである。

また、本件公募の実施に際し、提出された小論文等を公表する可能性があることは予め応募者に告知されていなかったことから、応募者は、公開されることがないことを前提として、テーマに関しての考え方・意見等を自由な発想のもとに記述したと推察される場所である。そうすると、本件小論文等が公表された場合、応募者個人の権利利益が害されるおそれがあるとともに、精神的苦痛を受けることが十分に予想されることから、本件小論文等は条例第7条第2号に該当する不開示情報である。

- (2) 審査請求人は、小論文等は応募者が自分の意見等を記述したもので、公表されることについては、応募者の意思に反しない限り権利利益を害するおそれはなく、実施機関は応募者に対し、開示決定等にあたり意見書提出の機会を与えるべきであったと主張する。しかしながら、以下の理由により審査請求人の主張は是認できない。

審査請求人が指摘する意見照会は、条例第16条第1項に規定された任意的意見照会である。同条項の趣旨は、当該情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断が難しいときに、当該第三者から意見書の提出を受け、開示決定等を行う際の参考とし、もってその判断の的確性を確保しようとするものであるところ、本件小論文等は、前記のとおり条例第7条第2号の不開示情報に該当するため、条例第16条第1項の意見照会をする要件を備えないところであり、意見書提出の機会を与えなかった実施機関に条例適用の誤りはないといえる。

- (3) 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないものと認め、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 8月24日	諮問の受理（諮問第526号）
②	同 年 9月20日	審議
③	同 年 11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)